③　別表４「優先的更生債権納付計画表（公租公課）」記載の債権のうち、上記①及び②による免除後の債権の全額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括して納付する。

２　労働債権

本計画案提出後、更生計画認可決定以前に退職した労働者が有する労働債権については、損害金につき、更生計画認可決定時にその全部の免除を受ける。免除後の確定更生債権については、その全額を更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に一括弁済する。

第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

１　確定更生債権

⑴　一般更生債権（下記⑵及び⑶を除く）

件数	金　　額	別　表
30件	44,145,660,197円及び額未定	５－１

⑵　一般更生債権（外国通貨建て債権）

件数	金　　額	別　表
１件	43,303ユーロ90セント	５－２－１
１件	14,922米ドル	５－２－２

⑶　一般更生債権（敷金返還請求権）

件数	金　　額	別　表
６件	29,053,919円	５－３

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　一般更生債権（下記⑵及び⑶を除く）

①　別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。

前記免除後の確定更生債権については、更生計画認可決定時にその100万円超の部分（以下「対象債権額」という。）の89.5％（１円未満は切り捨て）の免除を受ける。

②　更生会社は、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権について、前記①による免除後の確定更生債権のうち、

ア　100万円以下の部分の全額

イ　対象債権額の5.0％に相当する金額（１円未満切り上げ）に対する弁済として、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」の「確定弁済額」欄記載の金額

ウ　対象債権額に下記の算式により計算される弁済率αを乗じた金額（１円未満切り上げ）の合計額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に金銭で弁済する。

ただし、弁済率αが0.5％を超える場合は、対象債権額に対して当該超過割合（＝弁済率α－0.5％）を乗じた額（１円未満切り上げ）については前記①の免除の効力が遡って失われるものとし、弁済率αが0.5％に不足する場合は、対象債権額に対して当該不足割合（＝0.5％－弁済率α）を乗じた額（１円未満切り捨て）について前記弁済時に追加で免除を受けるものとする。

記

弁済率α（％）＝余剰資金÷総対象債権額×100

小数点第10位以下を切り捨てる。αが０以下となるときはα＝０とする。

余剰資金＝以下のカないしクの合計額から分割新会社が負担すべき共益債権等の見込額を控除した額

カ　募集株式効力発生日（第７章第２節１にて定義する。）の午前０時時点における更生会社の手元現預金

キ　ワシマイヤーの更生計画第３章第３節２⑴②に基づき弁済を受ける額

ク　アサヒオプティカルの更生計画第３章第３節２⑴②に基づき弁済を受ける額

総対象債権額＝以下のサないしセ（以下、合わせて「総対象債権」という。）の合計額

サ　別表５－１「一般更生債権弁済計画表」の「対象債権額」欄記載の金額の合計額

シ　別表５－２－１「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・ユーロ建て）」の「対象債権額」欄記載の金額の合計額を後記⑵①記載のユーロ・円レートで換算した円建ての金額（１円未満切り捨て）

ス　別表５－２－２「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・米ドル建て）」の「対象債権額」欄記載の金額の合計額を後記⑵①記載の米ドル・円レートで換算した円建ての金額（１円未満切り捨て）

セ　後記⑶にて定義する確定敷金額（「確定敷金額」が額未定の場合は別表５－３「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」の「確定債権額」欄記載の金額）の合計額（ただし、前記アに該当する債権を除く。）

③　別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権について、前記①による免除後の確定更生債権のうち、対象債権額に下記の算式により計算される弁済率βを乗じた金額（１円未満切り上げ）については、第７章第１節５⑵③の定めにより分割新会社が更生会社から免責的に承継した上で、分割新会社は、本件効力発生日から２ヶ月以内に、第７章第１節７に定めるとおり、承継された当該確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権を有する者を割当先として、下記アの内容の種類株式を発行する。この場合において、各更生債権者が取得する種類株式数は、出資の目的となる更生債権の金額１円につき１株とする。

ただし、下記イの算式により計算される弁済率βが5.0％を超える場合は、対象債権額に対して当該超過割合（＝弁済率β－5.0％）を乗じた額（１円未満切り上げ）については本件効力発生日にその額の範囲で前記①の免除の効力が失われるものとし、弁済率βが5.0％に不足する場合は、対象債権額に対して当該不足割合（＝5.0％－弁済率β）を乗じた額（１円未満切り捨て）について本件効力発生日に追加で免除を受けるものとする。

記

ア　種類株式の内容

譲渡制限	あり
議決権	なし
剰余金の優先配当	なし
残余財産の優先分配	あり（非参加型）
取得請求権	なし
取得条項	なし

イ　弁済率β（％）＝第７章第１節５⑵③の定めにより承継される確定更生債権の合計額÷前記②の定めの方法で計算した総対象債権額×100

小数点第10位以下を切り捨てる。

⑵　一般更生債権（外国通貨建て債権）

①　別表５－２－１「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・ユーロ建て）」及び別表５－２－２「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・米ドル建て）」記載の確定更生債権については、更生計画認可決定時に、その外貨種別に応じて、2,208ユーロ78セント（100万円から前記⑴②アによる弁済額を控除した残額を開始決定日のレートである１ユーロ105円20銭にて換算した額（１セント未満切り上げ））超又は12,168米ドル42セント（100万円を開始決定日のレートである１米ドル82円18銭にて換算した額（１セント未満切り上げ））超の部分（別表５－２－１「一般更生債権弁済計画表（外国通貨・ユーロ建